

## 高砂北部開発事業の沿革

資料2

年 月	内 容
昭和63年 3月 (昭和63年 6月)	高砂商工会議所が消費の市外流出の現状に鑑み、市内商業の活性化について高砂市へ「高砂市商工業活性化に関する提言」を提出  (高砂商工会議所が北部ショッピングセンターの設置を高砂市へ提言)
昭和63年 7月	「高砂市商業活性化専門委員会」を設置【市】
平成元年 5月	商業活性化計画策定調査（高砂北部開発に関する調査）を業務委託【市】
平成2年 2月	「高砂市商業活性化計画策定調査 報告書」完成 高砂市はこの調査結果に基づき地元商業者関係団体及びその他の関係諸団体との連携を図りつつ開発手法の検討を開始【市】
平成2年 5月	高砂商工会議所は「商業活性化専門委員会特別委員会」を設置
平成4年 12月	再開発地区計画策定業務を業者に委託【市】
平成5年 4月	「高砂北部開発推進委員会」を設置（市、商工会議所等）【市】
平成5年 7月	高砂北部開発(株)設立発起人会
平成5年 8月	「高砂北部開発株式会社」設立（登記完了）
平成6年 4月	中小小売商業振興法に基づく高度化事業（商店街整備等支援事業）の適用を兵庫県商業観光課にエントリー  (対象となる事業) 第3セクター（特定会社、一般社団法人等）又は商工会等が、小売商業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために、駐車場、休憩場、集会場その他当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設又は当該施設と併せて店舗を整備する事業  (事業実施主体に係る要件) ○出資等要件 特定会社：出資者の3分の2以上が中小企業者であること。 大企業の出資額の合計が、出資総額の2分の1未満であること。 大企業が最大株主又は最大出資者でないこと。 一の大企業の株式所有数又は出資額が、発行済株式総数又は出資総額の3分の1未満であること。
平成6年 5月 25日	高砂商業振興(株)に1,000万円を出資【市】
平成6年 5月	第3セクター高砂商業振興(株)発起人総会
平成6年 6月 16日	「高砂商業振興株式会社」設立  (中小企業商業振興法適用による20年間無利子の高度化資金制度を活用するため、必須要件である第3セクター方式による街づくり会社として、高砂商業振興(株)を高砂市、高砂商工会議所、商業者、金融機関、高砂北部開発(株)等の出資により設立)
平成6年 12月 9日	再開発地区計画の都市計画決定（高砂市告示第47号）【市】
平成7年 3月 15日	高砂商業振興(株)に4,000万円を出資【市】
平成7年 7月	高度化融資を受けるための中小企業事業団、兵庫県立中小企業総合指導所及び兵庫県商工部商業観光課（現地域産業課）による事前指導 (出店希望54、うち市内事業者44)
平成7年 8月	中小企業事業団、兵庫県立中小企業総合指導所及び兵庫県商工部商業観光課による本診断受診（出店希望店舗数は予備診断時と同じ）

年 月	内 容
平成8年3月（2月）	中小小売商業振興法による商店街整備等支援事業として認定を受ける。
（平成8年3月）	中小小売商業振興法による高度化資金融資決定知事指令受領
平成8年5月	高砂北部開発㈱、高砂商業振興㈱から高砂市へ開発事業に関する事前協議書提出 土地買収費として高度化融資124,075千円の貸付決定
平成9年9月	アスパ高砂起工（工事着工）
平成10年3月	建物等対象融資の繰越
平成10年5月30日	アスパ高砂竣工
平成10年6月5日	アスパ高砂グランドオープン
平成11年3月	建物等対象融資 1,116,163千円の貸し付けを受ける。

### テナントとの契約状況

（中小機構の1,000株出資条件：出資者の3分の2以上が中小企業者）

平成11年	中小機構の出資条件を保つために、一部のテナントの受入保証金の一部を株に充当
平成19年	中小機構の出資条件を保つために、再度、一部のテナントの受入保証金の一部を株に充当
平成22年	テナントとの契約更新時に、テナントの受入保証金の一部を株に充当する契約内容に変更